

# 南海トラフ地震応急対応マニュアル

令和2年11月改訂

(平成28年3月策定)

関西広域連合



# 目 次

ページ

## I 総 則

1	マニュアルの趣旨	1
2	マニュアルの対象	1
	(1) 対象地震	
	(2) 対象範囲	
	(3) 対象期間	
	(4) 対象シーン	
3	南海トラフ地震の発生パターン	2
4	時間差発生等への対応	2
	(1) 巨大地震警戒対応	
	(2) 巨大地震注意対応	
5	マニュアルの構成	4
	(1) 南海トラフ地震発生時の対応（Ⅱ章）	
	① 構成	
	② 時間（フェーズの区分）	
	(2) 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応（Ⅲ章）	
	① 構成	
	② 時間（フェーズの区分）	

## II 南海トラフ地震発生時の対応

1	基本的な対応方針	
	(1) 基本的な考え方	8
	(2) 体制の確立	8
	① 関西圏域内での応援・受援体制	
	② 圏域外への広域応援要請	
2	初動対応の基本的な流れ	
	(1) 災害対策本部の設置	10
	(2) 災害対策本部会議の開催	10
	① 開催時期・協議事項	
	② 開催形式	
	③ 開催の調整	
	(3) 応援・受援方針	10
	① カウンターパートの調整	
	② 現地支援本部等の設置	
	③ 応援の実施	
	④ 国との連絡調整	
	⑤ 関西圏域外からの応援の受け入れ調整	
	⑥ 民間事業者との連携	

3	全体図・フェーズ票	
(1)	使用方法	16
①	既存の各種マニュアルとの関係	
②	マニュアルの使い方	
③	応援・受援ともに関わる場合	
④	フェーズ票の構成	
(2)	全体図	18
(3)	フェーズ票	
①	被災府県	20
②	応援府県市	44
③	広域連合	57

### III 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

1	基本的な対応方針	
(1)	基本的な考え方	69
(2)	南海トラフ地震臨時情報に応じた体制の確立	69
2	基本的な対応の流れ	
(1)	情報共有	69
(2)	後発地震に備えた応援・受援体制の検討	69
(3)	住民の事前避難への対応	69
①	事前避難対象地域	
②	事前避難のイメージ	
③	住民の事前避難に対する支援	
(4)	府県民への備えの再確認の周知	71
(5)	他圏域への応援	71
①	先発地震発生時の状況	
②	応援の実施	
3	全体イメージ	73

(参考) 本マニュアルにおける用語の定義

# I 総則

## 1 マニュアルの趣旨

本マニュアルは、南海トラフ地震発生当初の初動緊急対応期において、関西防災・減災プラン、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定及び関西広域応援・受援実施要綱に基づく災害対応を円滑に進めるため、関西広域連合（以下、「広域連合」）の行動マニュアルとして作成するものである。

災害対応の進行に対応した優先業務を明らかにするとともに、広域連合災害対策本部、構成団体及び連携県において広域応援・受援業務のチェックリストとして活用する。

本マニュアルに定めがないものについては、関西防災・減災プラン及び関西広域応援・受援実施要綱の趣旨・内容に則り、対応するものとする。

本マニュアルは、訓練等を通じて得られる課題に応じ、常に見直されるものである。

## 2 マニュアルの対象

### (1) 対象地震

南海トラフ地震

### (2) 対象範囲

広域連合、構成団体・連携県

なお、国、全国知事会、広域ブロック等についても広域連合の対策に関連する動きを記載している。

### (3) 対象期間

発災直後から、応援・受援体制が確立する概ね1週間後まで

（南海トラフ地震臨時情報発表時の対応については、注意対応の終期まで）

### (4) 対象シーン

通常勤務時間内である「平日の昼間発災」シーンをモデルケースとして作成。

※ なお、夜間・休日の発災については、要員確保が困難となることや、目視による情報収集に制約が生じるため、被害状況の把握や応急対策に時間的な遅れが予想されるが、対策自体の変更は必要ないことから、当該ケースをもとに時間（フェーズ）を臨機応変に調整し対応することとする。

### 3 南海トラフ地震の発生パターン

南海トラフの想定震源域では、過去には全領域で一体的に発生するばかりでなく、一部領域とその周辺領域で時間差を置いて地震が発生している。

時間差発生の場合も含め、南海トラフ地震発生時に求められる対応に着目して、南海トラフ地震の発生パターン別に整理すると以下のとおりとなる。

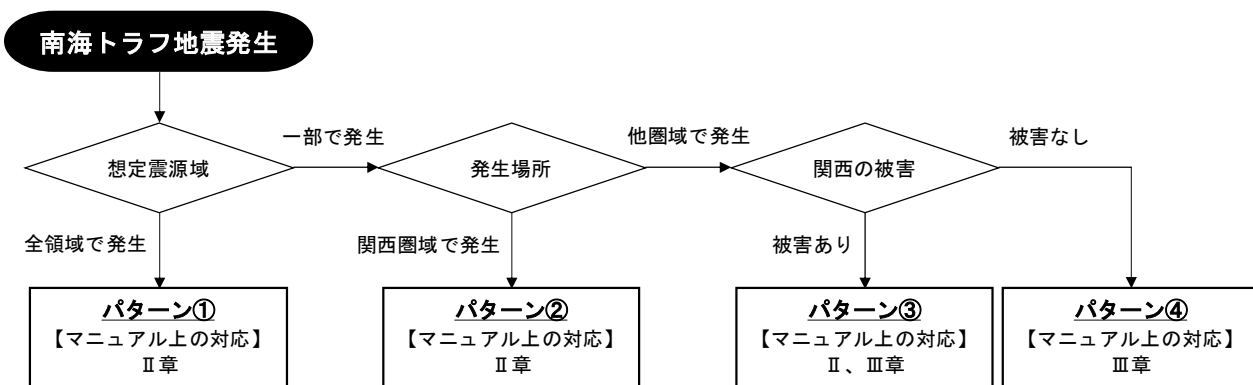
区分		求められる対応			想定される主な状況		
		災害対応	応援活動	後発地震への備え			
①	南海トラフの想定震源域の全領域で一体的に発生した場合		○	○		M9クラスの地震の発生も想定され、関西圏域の広域にわたって大規模な被害が生じる	
②	時間差発生	関西圏域で先発地震が発生した場合	○	○	※1	M8.0以上の地震が発生し、関西圏域の南部を中心に大規模な被害が生じる	
③		他圏域で先発地震が発生した場合	関西圏域で被害が大きい場合	○	○	○	他圏域でM8.0以上の地震が発生し、関西圏域でも相当の被害が生じるとともに、後発地震への備えが求められる
④			関西圏域で被害が小さい又はない場合	※2	※3	○	他圏域でM8.0以上の地震が発生し、関西圏域では被害が小さい又はないが、後発地震への備えが求められる

※1 関西圏域の一部のみで先発地震が発生した場合には、関西圏域の残りの部分では後発地震への備えの対応をとる。

※2 広域応援を要さない程度の災害対応がありうる。

※3 他圏域に対する応援が求められる場合がある。

#### 〔参 考〕南海トラフ地震の発生パターンとマニュアルの構成の関係



### 4 時間差発生等への対応

時間差発生における先発地震やプレート境界面での通常と異なるゆっくりすべりのような異常現象が発生した場合には、後発の地震が発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まることがあるため、後発地震に備える対応が求められる。

半割れケース、一部割れケース、ゆっくりすべりケースの3通りの異常な現象が観測された場合には、気象庁がこれらの現象に対する評価を行い、南海トラフ地震臨時情報を発表することになっており、広域連合及び構成団体・連携県では、これを受けて後発地震に備えた対応を行う。

(1) 巨大地震警戒対応

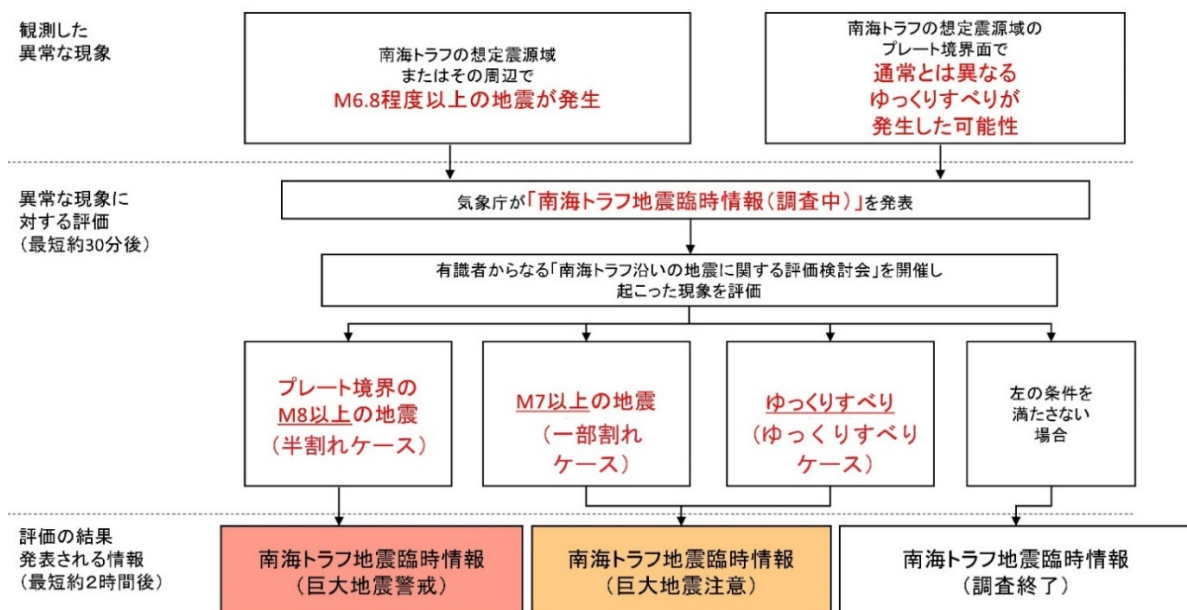
半割れケースの場合に、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に基づいて、最初の地震発生から1週間を基本として、地震への備えの再確認等を実施するとともに、沿岸域等において事前避難の対応を実施する。

(2) 巨大地震注意対応

半割れケースの場合の最初の地震発生から1週間経過以降2週間経過まで、又は一部割れケースとゆっくりすべりケースの場合に、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に基づいて、最初の地震発生から1週間経過まで、ゆっくりすべりの開始から変化が収まった時点を起点として変化した期間と概ね同程度の期間が経過するまで、地震への備えの再確認等を中心とした対応を実施する。

ケース	現象
半割れケース	南海トラフの想定震源域内のプレート境界の東西の半分において M8.0 以上の地震が発生した場合
一部割れケース	南海トラフの想定震源域内のプレート境界の一部において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生した場合、または南海トラフ想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生した場合
ゆっくりすべりケース	ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合

〔参 考〕 異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ



(内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン(平成31年3月)」を基に作成)

## 5 マニュアルの構成

### (1) 南海トラフ地震発生時の対応（Ⅱ章）

南海トラフ地震の発生パターンのうち、災害対応を伴うパターン①～③における南海トラフ地震発生時の対応を、Ⅱ章で以下の構成・時間（フェーズ）の区分によりまとめる。

#### ① 構成

基本的な対応方針	
初動対応の基本的な流れ	・関西広域応援・受援実施要綱と併せて具体的な対応方針・対応の流れを確認
全体図	・タイムライン形式で全体の流れを俯瞰
フェーズ表	・時間で区切った各フェーズ（局面）における業務ごとのチェックリスト ・被災府県、応援府県市、広域連合の3区分で作成

#### ② 時間（フェーズ）の区分

地震発生から1週間後までを、フェーズ①から⑨に区分

フェーズ	想定される状況	想定される時間
①	地震の揺れを感じ始めてから収まるまで 津波警報が発表されるまで	30秒～3分後
②	災害対策（支援）本部体制の立ち上げ、被害情報収集	3分後～90分後
③	第1回広域連合災害対策本部会議開催まで （カウンターパート調整、受援準備）	90分後～4時間後
④	第2回広域連合災害対策本部会議開催まで （カウンターパートの決定）	4時間後～12時間後
⑤	第3回広域連合災害対策本部会議開催まで （現地支援本部体制の立ち上げ）	12時間後～24時間後
⑥	支援活動の本格化	24時間後～48時間後
⑦	応援職員の派遣・受け入れ開始	48時間後～72時間後
⑧	国の支援本格化	72時間後～1週間後
⑨	復旧・復興へのスタートライン	1週間後～

### (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応（Ⅲ章）

南海トラフ地震の発生パターンのうち、後発地震への備えを伴うパターン③、④における南海トラフ地震臨時情報発表時の対応を、Ⅲ章で以下の構成・時間（フェーズ）の区分によりまとめる。

#### ① 構成

基本的な対応方針	・具体的な対応方針・対応の流れを確認
基本的な対応の流れ	
全体イメージ	・タイムライン形式で全体の流れを俯瞰

#### ② 時間（フェーズ）の区分

南海トラフ地震臨時情報発表後から注意対応の終期までを、フェーズ①から③に区分

フェーズ	想定される状況	想定される時間
①	気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表される	30分後～2時間後 （最短）
②	気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される	2時間後（最短）～ 1週間後
③	気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表される	1週間後～

※臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、フェーズ②を省略



〔参 考〕 昭和南海地震等における被害と被害想定（抜粋）

○建物全壊数

	昭和南海地震（M8.0） （午前4時発災） ※1	国の想定			府県独自 想定 ※4
		東南海・南海地震被害想定 （M8.6） （昼12時）	南海トラフ巨大地震被害想定（M9.0）※2、3		
			関西に被害が最も少ないケース （基本、津波④、冬深夜、平均風速）	関西に被害が最も多いケース （陸側、津波③、冬18時、風速8m/s）	
福井県	0	30	1,100	2,100	—
三重県	159	45,600	89,000	224,000	248,000
滋賀県	9	1,200	2,600	13,000	12,837
京都府	0	1,200	2,500	70,000	70,210
大阪府	262	13,200	23,000	337,000	179,153
兵庫県	706	6,100	11,000	54,000	38,548
奈良県	146	1,400	7,500	47,000	（M8.7） 1,253
和歌山県	3,693	44,500	96,000	190,000	159,000
鳥取県	22	0	40	300	—
徳島県	1,913	13,800	77,000	132,000	116,400
計	6,910	127,030	309,740	1,069,400	—

※1 昭和南海地震の被害は「新編日本被害地震総覧」による。

※2 基本ケース：中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の検討結果を参考に設定したもの

津波ケース1：「駿河湾～紀伊半島沖」に大すべり域を設定

津波ケース3：「紀伊半島沖～四国沖」に大すべり域を設定

陸側ケース：基本ケースの強震動生成域を、可能性がある範囲で最も陸域側（プレート境界面の深い側）の場所に設定したもの

津波ケース4：「四国沖」に大すべり域を設定

※3 南海トラフ巨大地震被害想定で三重県の被害が最大となるのは陸側・津波①の場合。

※4 巨大地震の府県独自想定は、想定調査年度や、想定にあたっての津波ケース、時刻、風速の設定、防潮堤被害等の条件がそれぞれ異なる。なお、地震の規模はM9.0を想定しているが、奈良県のみM8.7で想定しているため、想定数の欄にその旨記載。

○広域連合構成府県・連携県の独自想定（南海トラフ巨大地震）

	死者数（人）	負傷者数（人）	建物全壊数
福井県	—	—	—
三重県	53,000	62,000	248,000
滋賀県	474	10,408	12,837
京都府	860	14,650	70,210
大阪府	133,891	90,600	179,153
兵庫県	29,097	36,685	38,548
奈良県	（M8.7）4	（M8.7）414	（M8.7）1,253
和歌山県	90,400	39,600	159,000
鳥取県	—	—	—
徳島県	31,300	19,400	116,400
計	339,026	273,064	825,401

※ 独自想定のため、想定調査年度や、想定にあたっての津波ケース、時刻、風速の設定、防潮堤被害等の条件がそれぞれ異なる。なお、地震の規模はM9.0を想定しているが、奈良県のみM8.7で想定しているため、想定数の欄にその旨記載。

## ○国による南海トラフ巨大地震被害想定

関西圏域に被害が最も多い場合について、全国の被害状況を参考として記載

	死者数 (人)	負傷者数 (人)	全倒壊数 (棟)
茨城県	-	-	20
栃木県	-	-	-
群馬県	-	-	-
埼玉県	-	10	700
千葉県	400	200	600
東京都	70	200	1,200
神奈川県	200	500	1,000
新潟県	-	-	-
富山県	-	-	-
石川県	-	-	100
福井県	-	80	2,100
山梨県	300	4,400	7,600
長野県	40	1,400	2,400
岐阜県	200	3,400	8,200
静岡県	15,000	64,000	264,000
愛知県	15,000	80,000	386,000
三重県	19,000	50,000	224,000
滋賀県	400	8,000	13,000
京都府	900	15,000	70,000
大阪府	7,700	65,000	337,000
兵庫県	5,800	21,000	54,000
奈良県	1,600	15,000	47,000
和歌山県	70,000	34,000	190,000

	死者数 (人)	負傷者数 (人)	全倒壊数 (棟)
鳥取県	-	-	300
島根県	-	10	500
岡山県	900	13,000	34,000
広島県	600	8,400	24,000
山口県	100	1,200	4,700
徳島県	29,000	28,000	132,000
香川県	2,500	17,000	54,000
愛媛県	9,200	38,000	187,000
高知県	31,000	39,000	223,000
福岡県	-	10	300
佐賀県	-	-	20
長崎県	10	-	200
熊本県	10	400	3,200
大分県	9,300	4,000	17,000
宮崎県	23,000	18,000	75,000
鹿児島県	400	600	5,500
沖縄県	-	-	-
計	242,630	529,810	2,369,640

※ 陸側、津波③、冬 18時、風速 8m/s

(出典：中央防災会議 防災対策推進検討会議 南海トラフ巨大地震対策検討WG「南海トラフ巨大地震の被害想定について(第一次報告)(平成24年8月29日)」)

〔参 考〕 南海トラフ地震臨時情報の発表があった際に想定される被害等

臨時情報	巨大地震警戒	巨大地震注意	
異常現象	半割れケース (M8.0以上の地震発生)	一部割れケース (M7.0以上M8.0未満の地震発生)	ゆっくりすべりケース (通常とは異なるゆっくりすべり)
先発地震で 想定される 被害等	<ul style="list-style-type: none"> <li>震源域の目の前だけでなく、太平洋沿岸全域に対し大津波警報、津波警報が発表される。その後、半日から1日で大津波警報及び津波警報から津波注意報に切り替えられる。</li> <li>被災地域では、広範囲にわたり電力、水道等のライフラインが停止し、多くの道路で亀裂、沈下等による不通が生じ、鉄道や空港などの交通インフラも停止する。</li> <li>被災地域以外では、一次的に交通インフラが停止するが、ライフラインに大きな被害はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>震源域に近い一部の沿岸地域では、緊急地震速報や津波警報が発表され、「半割れケース」と比較して狭い範囲に津波警報等が発表される。その後、半日程度で津波警報から津波注意報に切り替えられる。</li> <li>交通インフラやライフラインに大きな被害は発生せず、多くの地域で人的、物的にも大きな被害が発生していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひずみ計等で通常と異なるゆっくりすべりが観測されているものの、揺れを感じることはなく、津波も発生しない。</li> <li>交通インフラやライフライン等は通常通りに活動を続けている。</li> </ul>
求められる 対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前避難対象地域（※1）の住民は避難</li> <li>高齢者等事前避難対象地域の要配慮者は避難、それ以外の者は避難準備を整え、状況に応じて自主的に避難</li> <li>日頃からの地震への備えを再確認する</li> </ul> <p>（一週間経過後、巨大地震注意対応をとる。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日頃からの地震への備えを再確認する</li> <li>必要に応じて自主的に避難等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日頃からの地震への備えを再確認する 等</li> </ul>
後発地震（M8.0 クラス以上）が 7日以内に発生 する頻度	十数回に1回程度 (通常（※2）の100倍程 度)	数百回に1回程度 (通常の数倍程度)	—

※1 津波浸水想定区域から避難可能範囲を除いた地域。住民全員が避難する住民事前避難対象地域と、要配慮者のみ避難を行う高齢者等事前避難対象地域がある。

※2 通常とは、30年以内に70～80%の発生頻度。7日以内に換算すると概ね1,000回に1回程度となる。  
(内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン(平成31年3月)」を基に整理)

## Ⅱ 南海トラフ地震発生時の対応

### 1 基本的な対応方針

#### (1) 基本的な考え方

南海トラフの想定震源域の全領域で地震が発生した場合には、地震の想定規模としてL1（M8クラス）とL2（M9クラス）の地震があるとされている。

また、時間差発生の場合でも、先発地震が関西圏域の領域で発生した場合には、圏域内でM8クラスの地震が起こりうる。さらに、関西圏域外で先発地震が発生した場合でも、関西圏域に相当の被害が生じることもある。

南海トラフ地震は、全領域で地震が発生するか、時間差で発生するか、また、全領域で発生してもどのクラスの地震となるか、時間差発生の場合でも、関西圏域が先発地震に襲われるか、後発地震に襲われるかは分からない。

このように、南海トラフ地震に様々な発生形態や発生規模がある中で、最も重要なことは、想定震源域の全領域が一体的に動き、L2クラスの最大規模の地震が突発的に発生する場合に備えることである。

#### 〔参 考〕地震の想定規模

L1	東海地震、東南海地震、南海地震とそれらが連動するマグニチュード8程度のクラスの地震
L2	駿河湾から日向灘沖にかけての想定震源域の全体がすべることで発生するマグニチュード9クラスの巨大な地震

※中央防災会議 防災対策推進検討会議 南海トラフ巨大地震対策検討WG 最終報告より

#### (2) 体制の確立

##### ① 関西圏域内での応援・受援体制

南海トラフの想定震源域の全領域で一体的に発生するL2クラスの地震に備えることを基本とし、南海トラフ地震発生時の関西圏域においては、発生形態や発生規模に応じて、被害が少なく応援の余力のある構成団体・連携県がカウンターパートを組み、南部を中心とする被害の大きい構成団体・連携県を応援するための体制を確立する。

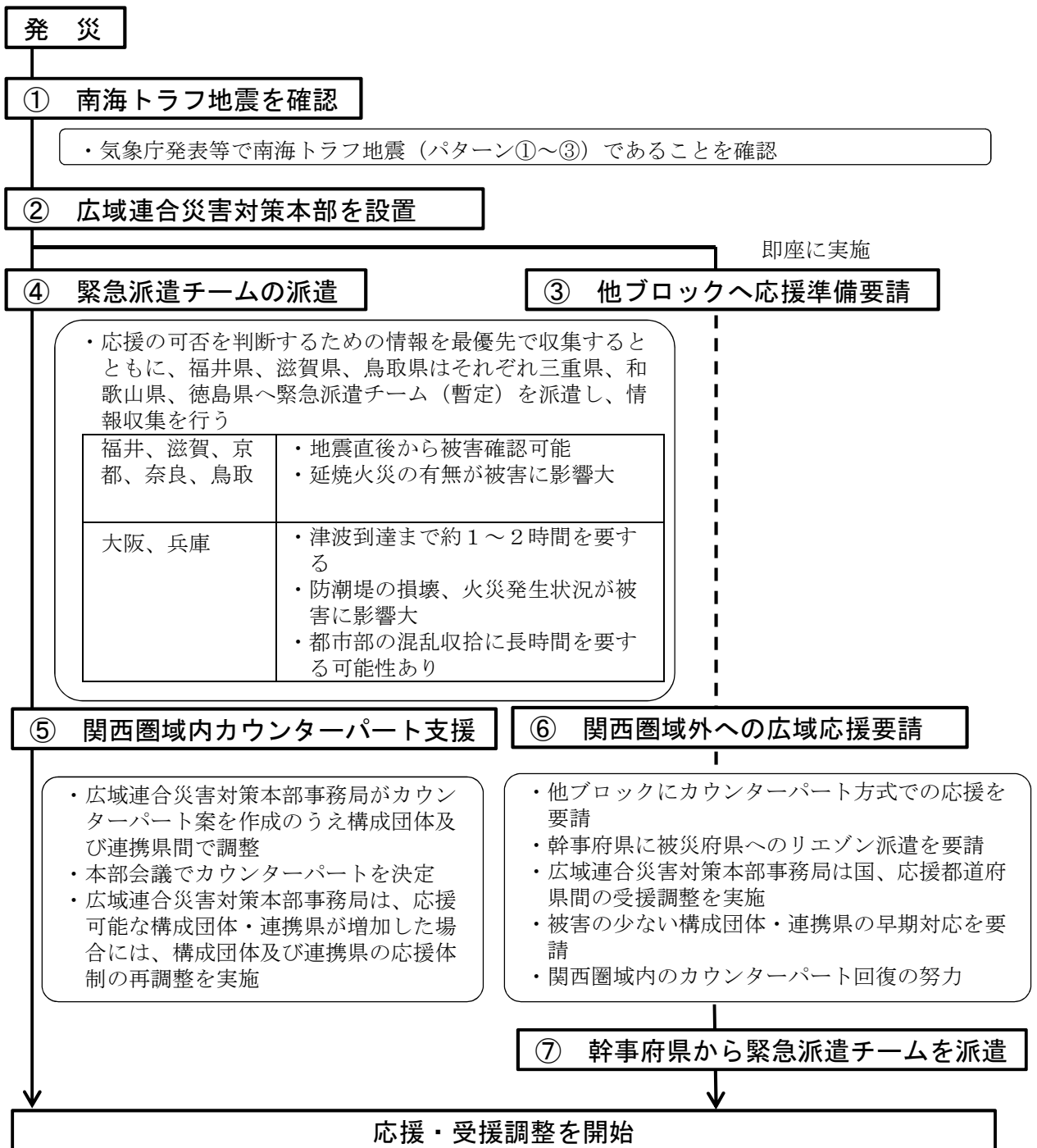
##### ② 圏域外への広域応援要請

L2クラスの巨大地震が発生した場合、構成団体・連携県のほとんどが被災し、他の構成団体・連携県への応援が困難で、関西圏域内だけでは応援に必要なカウンターパートが組めない場合も想定される。

その場合においては、広域連合は、相互応援協定に基づき関東九都県市、九州地方知事会等に応援を求める。また、全国知事会を通じ、全国都道県に対し、カウンターパート方式での応援を要請するとともに、総務省との連携体制を構築する。さらに、指定都市市長会とは、構成政令市を通じて連携する。

その際、広域連合は関西圏域に対する応援に係るカウンターパートの割り振り並びに幹事府県の選定を総務省・全国知事会・応援府県と調整する。

## 2 初動対応の基本的な流れ



### ○ 国の初動対応

南海トラフの想定震源域内においてM8.0以上の地震が発生した場合、国では緊急災害対策本部が設置され、災害重要課題に対応する特別の必要があるときは災害緊急事態が布告される。また、この布告があった時は、対処基本方針が定められる。

## (1) 災害対策本部の設置

- ・広域連合長は、災害対策本部を設置する。
- ・広域連合長に連絡が付かない場合は、副連合長又は広域防災副担当委員が代決する。
- ・設置場所は、兵庫県災害対策センター内とする（兵庫県災害対策センターは、発災時の想定震度は6強であるが震度7の地震にも耐える耐震性を持ち、かつ津波浸水予測エリア外にあるため、機能を失う可能性は極めて小さい）。
- ・災害対策本部事務局は、原則として兵庫県職員及び構成団体等からの派遣職員を充てる（被災府県以外に職員の派遣を要請）。

## (2) 災害対策本部会議の開催

### ① 開催時期・協議事項

	開催時期(目途)	協議事項
第1回	発災後 4 時間	・ 構成団体及び連携県の被害状況確認 ・ 広域応援の必要性の把握
第2回	発災後 12 時間	・ カウンターパート、幹事府県、応援内容の決定 ・ 被害様相に応じた連携県を含む応援体制の決定
第3回	発災後 24 時間	・ 広域ブロックへの応援要請の必要性判断

※ 以後、適時開催

### ② 開催形式

電話またはテレビ会議（※）を原則とする（各委員の参集が困難なため）。

※ テレビ会議は広域連合で整備するテレビ会議システムを使用。

### ③ 開催の調整

災害対策本部事務局企画班（兵庫県広域調整課）が広域連合本部事務局と連携して調整。

## (3) 応援・受援方針

### ① カウンターパートの調整

#### ア 緊急派遣チームの派遣

カウンターパートが正式に決定されるまでの間、下表の派遣予定府県が、発災後直ちに（自動的に）被災府県に緊急派遣チーム（暫定）（1チーム当たり原則として総括1名、総括補佐1～3名の計2～4名で編成）を派遣し、情報収集を行う。

被害状況等により派遣予定府県からの派遣が困難な場合は、至急災害対策本部事務局に連絡し、災害対策本部事務局は、派遣が困難な派遣予定府県以外の構成団体・連携県からの派遣職員の調整を行う。

また、他圏域で先発地震が発生し、関西圏域でも相当の被害が生じた場合（パターン③）は、災害対策本部事務局において、派遣予定府県を基本としつつ、他の派遣可能な構成団体・連携県の状況も踏まえて職員派遣の調整を行う。

被災府県	派遣予定府県※
三重県	福井県
和歌山県	滋賀県
徳島県	鳥取県

※ 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく対応（連携県含む）。

## イ 関西圏域内でカウンターパートでの支援

災害対策本部事務局で、構成団体・連携県との協議を踏まえてカウンターパートの調整を行ったうえ、本部会議で決定する。

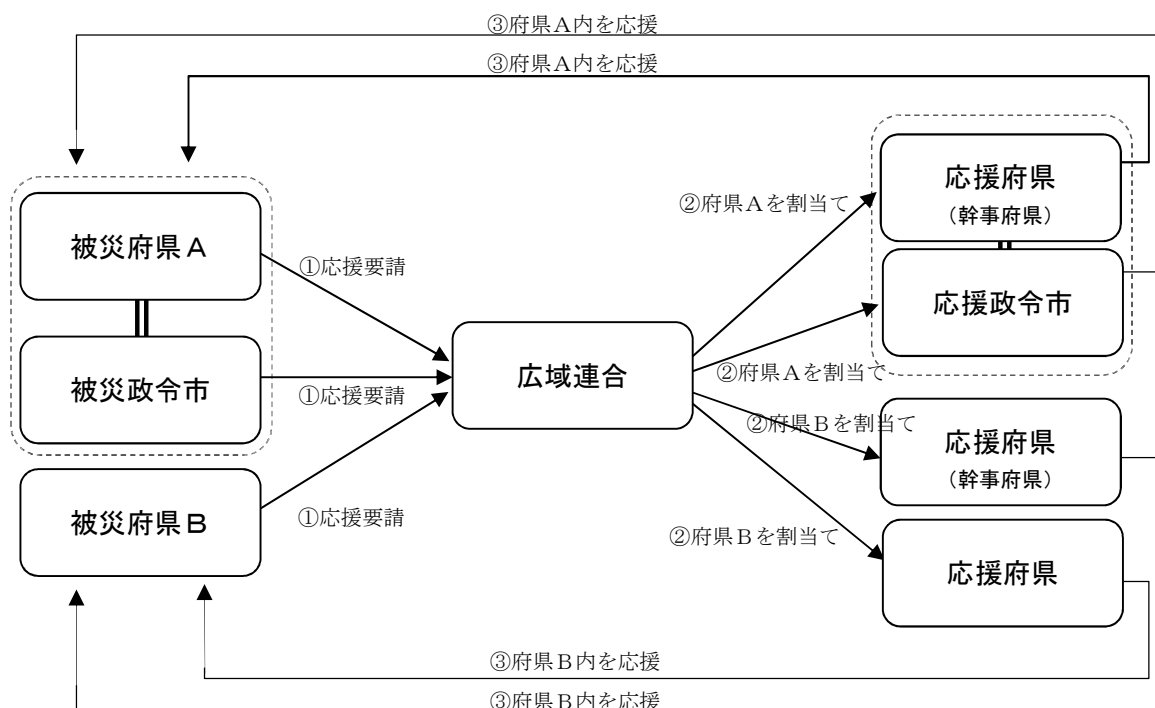
(ア) 南海トラフの想定震源域の全領域で一体的に地震が発生した場合（パターン①）や、関西圏域で先発地震が発生した場合（パターン②）は、緊急派遣チームを派遣している福井県、滋賀県、鳥取県は原則として継続して派遣先団体の支援に当たるとともに、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県については、応援可能なことが判明した段階で応援府県に組み入れる。

(イ) 他圏域で先発地震が発生し、関西圏域でも相当の被害が生じた場合（パターン③）においても、緊急派遣チームの派遣予定府県を基本に応援団体を決定する。

ただし、パターン③の場合は、パターン①、②に比べて南部3県の被害の程度は小さいと考えられるが、南部3県では、後発地震に備えた住民の事前避難の対応を行いながら災害対応を取ることに留意して応援に当たるものとする。

(ウ) 複数のブロック知事会に所属する構成団体及び連携県については、所属ブロックにおける応援・受援活動を踏まえた調整を行う。応援府県が協定を活用し、応援を求めることもありうる。政令市は、所属する府県と同様の取り扱いとする。

### <応援の割当ての例>



## ② 現地支援本部等の設置

カウンターパート幹事府県は、速やかに被災府県庁内等に現地支援本部、被災市町村役場内等に現地連絡所を設置し、被災自治体の災害対策本部等との連携及び支援ニーズに係る情報収集等を実施する。

## ③ 応援の実施

幹事府県は、現地支援本部等からの情報及び被災府県の要請に基づき、支援内容、規模等を決定する。

なお、カウンターパートとなった府県だけでは応援が不足する場合については、広域連合において、他の構成団体・連携県、広域ブロック等との調整を行う。

## ④ 国との連絡調整

- ・中央省庁、国出先機関との連絡調整は、原則として被災府県が行う。
- ・国の現地対策本部へは、原則として災害対策本部事務局次長（防災計画参事）を派遣し、調整にあたる。交通途絶等により派遣が困難な場合は、広域連合本部事務局から職員を派遣する。

## ⑤ 関西圏域外からの応援の受け入れ調整

- ・広域応援に係る調整を円滑に行うため、発災直後から総務省や全国知事会等との連絡・連携体制を構築する。また、指定都市市長会とは、構成政令市を通じて連携体制を構築する。
- ・関西圏域外からの応援は、カウンターパート方式により受け入れることを基本とする。
- ・組み合わせは構成団体・連携県及び応援都道県と調整して決定する。
- ・決定後は被災府県を応援している幹事府県が関西圏域外からの応援も含めた調整を行う。

## ⑥ 民間事業者との連携

- ・広域連合では、次の表のとおり民間事業者等と応援協定を結んでいる。
- ・被災府県に限らず、応援府県側においてもこれらの協定を活用して応援を実施するものとする。
- ・民間事業者との調整は、まず広域連合において協定の発効及び協力要請を行う。具体的な応援要請については被災府県並びに応援府県で行うものとする。



## ○広域連合と民間事業者との協定

協定名	締結日	相手方	支援内容
災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	H23.9.22 H24.11.22	コンビニエンスストア、外食事業者等 24 社	災害時に帰宅困難者に対してトイレ、水道水、道路情報を提供等
大規模広域災害時における救援物資の提供及び調達に関する協定書	H25.2.25	プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン(株)	(平時)P&G から広域連合へ救援物資の無償提供 (災害時)広域連合から P&G へ救援物資の供給要請
災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定	H25.3.5	近畿2府7県、朝日航洋(株)、中日本航空(株)、四国航空(株)、アガキヘリコプター(株)、東邦航空(株)、学校法人ヒラタ学園	災害等緊急時に協定締結府県からの要請に基づき、物資及び人員の輸送に協力
船舶による災害時の輸送等に関する協定書	H25.3.27	近畿旅客船協会、神戸旅客船協会	災害時に連合構成団体からの要請に基づき、船舶による輸送等の業務に協力
復興まちづくりの支援に関する協定	H25.3.29	阪神・淡路まちづくり支援機構	災害時の地域の復興に向けたまちづくりに関する専門相談等に協力を得る
危機発生時の支援協力に関する協定	H25.8.29	一般社団法人関西ゴルフ連盟、徳島県ゴルフ協会	危機発生時にクラブハウス等のゴルフ場施設を緊急避難地等として利用
災害時におけるボランティア支援に関する協定書	H27.5.17	ライオンズクラブ国際協会 335 複合地区	被災地のボランティアセンターまでのボランティア輸送バスの手配・提供等
原子力災害時の放射線被ばくの防止に関する協定	H27.8.17	近畿2府8県及び各府県放射線技士会、日本診療放射線技士会	原子力災害時の汚染スクリーニング及び除染に備えた人材育成、住民等に対する放射線被ばくに関する知識の普及等
大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定	H27.8.17	近畿2府8県及び各府県宅建協会、不動産協会、ちんたい協会、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会、公益財団法人日本賃貸住宅管理協会	被災者への利用可能な空き室情報の提供及び空き室情報に基づく住宅のあっせん等に協力
大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定	H27.12.2	近畿2府8県及び各府県バス協会	被災者、災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務に協力
災害時における被災地支援に関する協定書	H28.8.28	公益社団法人日本青年会議所近畿地区協議会	日本青年会議所のネットワークを活用した物的支援、ボランティア活動のための資機材の提供等に協力
大規模広域災害時におけるフォークリフトの提供に関する協定	R2.3.19	トヨタL&F近畿(株)、トヨタL&F兵庫(株)、トヨタL&F奈良(株)、トヨタL&F和歌山(株)、トヨタL&F岡山(株)、トヨタL&F徳島(株)	基幹的物資拠点(0(ゼロ)次物資拠点)及び関西圏域の物資拠点、備蓄拠点及びこれらの代替施設の運営に必要なフォークリフトの提供
大規模広域災害における連携・協力に関する協定	R2.3.26	西日本電信電話(株)、関西電力(株)、大阪ガス(株)	大規模広域災害発生時の情報共有、復旧事業の相互連携・協力等

〔参 考〕全国知事会による広域応援の仕組み

各ブロック内で設定したカバー（支援）県を基盤に、災害の規模等に応じて、ブロック間応援や全国知事会の調整の下に行われる複数ブロックによる広域応援対応に切り替える。

- ①局地的災害：ブロック内でカバー県が応援を実施
- ②中規模災害：カバー（支援）ブロックが応援を実施

※ カバーストック

北海道東北	関東
中部圏	近畿
中国・四国	九州

※ 個別の協定（関東九都県市、九州地方知事会との協定等）に基づく応援も同時に実施可

- ③大規模かつ広域な災害：全国知事会が調整各ブロック幹事県と連携し、カウンターパートの割り当てを行い、カウンターパートによる応援を実施

※ 南海トラフ巨大地震の場合は、関東から九州に至る広域の被害が想定されるため、上記の仕組みが機能しない場合が考えられる。

その場合においては、別途の仕組みを立ち上げるよう全国知事会に要請するとともに、仕組みを確立するための調整の場に広域連合として参画する。

〔参 考〕構成府県、連携県における防災全般に係る協定の締結状況（県レベル）

府県名	締 結 状 況
福井県	富山県、岐阜県、石川県、奈良県
三重県	奈良県、和歌山県
滋賀県	単独での協定はなし
京都府	単独での協定はなし
大阪府	単独での協定はなし
兵庫県	岡山県、鳥取県、新潟県
奈良県	福井県、和歌山県、三重県
和歌山県	三重県、奈良県
徳島県	鳥取県
鳥取県	兵庫県、徳島県

〔参 考〕構成府県、連携県が圏域で締結している協定の状況

圏域	締 結 府 県
近畿 2 府 7 県	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県、徳島県
中部 9 県 1 市	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市
中四国 9 県	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県

〔参 考〕各組織の広域応援制度の概要

区分	総務省	全国知事会	指定都市市長会
制度の名称	被災市区町村応援職員確保システム	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画
施行日	平成 30 年 3 月 23 日	平成 8 年 7 月 18 日	平成 26 年 4 月 1 日
調整組織	被災市区町村応援職員確保調整本部	緊急広域災害対策本部	中央支援本部
構成	<p>総務省及び関係団体 事務局／総務省</p> <p>※関係団体：全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会</p>	<p>本部長／会長 副本部長／危機管理・防災特別委員会委員長 構成員／事務局次長、各部長、公益財団法人都道府県センターの各部長</p>	<p>本部長／会長 構成／事務局職員、各指定都市東京事務所及び被災ブロックに対応した中央支援本部派遣グループからの派遣職員</p>
調整方法	<p>①災害対応業務応援職員の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まずは現地調整会議が被災地域ブロック内での派遣団体を調整し、それが困難な場合は確保調整本部が全国からの派遣を調整する二段階方式。都道府県とは全国知事会が、指定都市とは指定都市市長会が中心となつての調整を行う。</li> <li>・被災市区町村に都道府県又は政令市を原則 1：1 で割り当てる対口支援方式。都道府県は区域内の市町村と一体的に職員派遣を行う。</li> </ul> <p>②総括支援チームの派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害マネジメント総括支援員とそれを補佐する支援員からなるチームを派遣。被災市区町村の首長等に災害マネジメントを総括的に支援。</li> <li>・支援員は、地方公共団体の推薦に基づき、総務省の名簿に登録された者の中から派遣。対口支援団体決定後は対口支援団体から派遣。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災ブロックの幹事県から広域応援の要請があつた場合には、全国知事会が都道府県に対して応援を要請。</li> <li>・通信の途絶等により要請がなされない場合でも、全国知事会は必要があると認められる場合は応援の要請を行うことができる。</li> <li>・首都直下地震等により全国知事会による調整が困難な場合には、関東地方知事会の幹事県が代行し、それが困難なときは近畿ブロック知事会の幹事県が代行。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地支援本部長は、中央支援本部長及び被災地に派遣された支援隊派遣都市の市長と協議の上、支援先候補の被災市区町村及び支援元候補の指定都市を決定、中央支援本部長が、支援元の指定都市に支援の実施を依頼。</li> <li>・応援職員確保システムに基づく確保調整本部及び現地調整会議が設置されている場合は、確保調整本部及び現地調整会議に参加し、被災市区町村への対口支援を調整・決定。</li> </ul>

※いずれの制度も、地方公共団体が個別に締結する災害時相互応援協定等を妨げるものではない。

### 3 全体図・フェーズ票

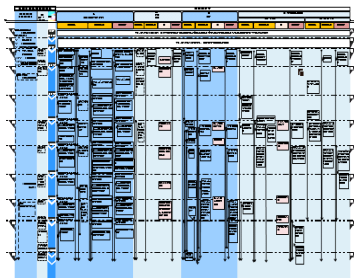
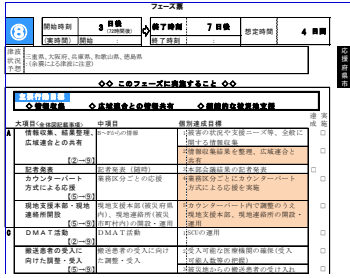
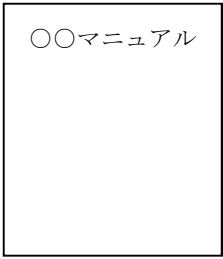
#### (1) 使用方法

##### ① 既存の各種マニュアルとの関係

本マニュアルと、各府県市の災害対応マニュアルとの関係は以下のとおり。

『全体図』は主に業務の流れの確認・索引用として、『フェーズ票』は主に業務実施のチェックリストとして使用する。

なお、本マニュアルは、広域連合における防災の指針である関西防災・減災プラン、関西広域応援・受援実施要綱をフェーズごとに整理し、チェックリストとして策定したものである。

	『全体図』	『フェーズ票』	『各府県市マニュアル』
			
特徴	高	検索性・一覧性	低
	少		内容・情報量
	時系列に機能別の大目標を一覧表示	各フェーズにおける個別達成目標を一覧表示	業務の手順や関連事項等を詳細表示

##### ② マニュアルの使い方

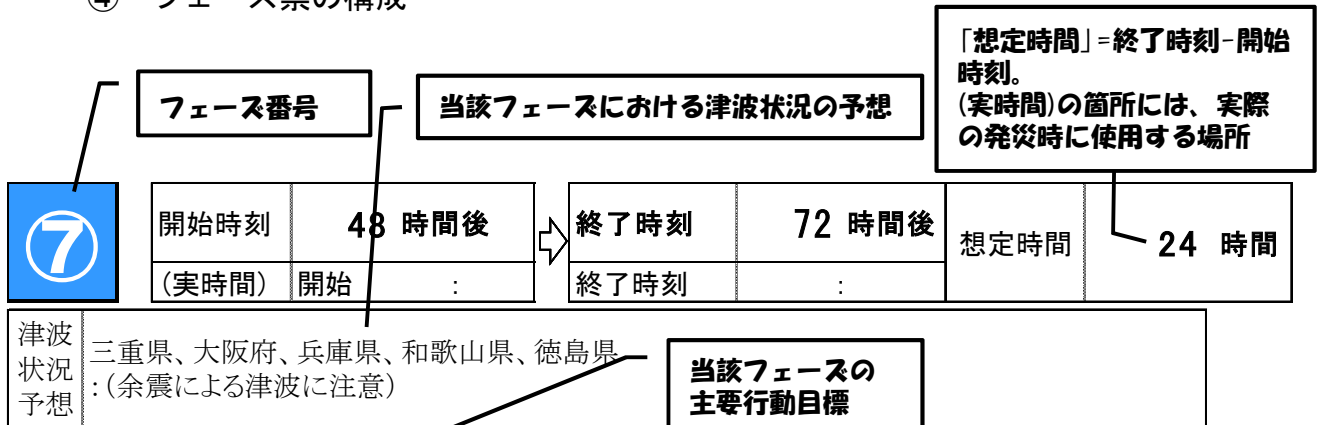
- ・『全体図』を見て、現在のフェーズ（①～⑧）を確認
  - ・『全体図』で俯瞰後、現在までに経過したフェーズの『フェーズ票』内の個別達成目標の達成・進捗状況を確認
  - ・『全体図』を見て、次フェーズの目標（次回の本部会議までに実施すべきこと）を確認
  - ・経過したフェーズにおける未達成目標が次のフェーズに及ぼす影響を考察し、また被害規模等も考慮して優先事項の選定を行い、次フェーズにおける目標修正や未達成目標に関する対策を検討
- ※ なお、休日・夜間発災時の職員の参集状況等によって、フェーズ票の時間設定を柔軟に対応するよう留意する。

##### ③ 応援・受援ともに関わる場合

南海トラフ地震が発生した場合、広域連合構成団体・連携県では、ほぼ全ての府県において被害が発生することが想定されている。このため、被災していても被害の程度が軽微で被災地を応援できる状況にある府県市は、管内の災害対応を行いつつ、より甚大な被害を受けた府県市を支援する必要性が生じる。当該府県市においては、「被災府県」、「応援府県市」の双方の個別達成目標を確認しながら対応を進め

る。

④ フェーズ票の構成



◇◇ このフェーズに実施すること ◇◇

主要行動目標		関西広域応援・受援実施要綱の該当項目		達実
◇津波被災者の救助		◇二次災害の防止		成施
◇浸水地域への応急対応				
大項目<全体図記載事項>	中項目	個別達成目標		
D 物	防災拠点から物資出発 【④→~】	食料、毛布等 物資出発 第4章 8	1 物資出発の確認 2 応援府県市からの物資の受入 3 在庫確認	<input type="checkbox"/>
	応援府県市への必要物資の要請 【⑤→~】	必要物資の要請 第4章 8	4 不足物資情報を 応援幹事府県へ	<input type="checkbox"/>
	協定等による飲食料、物資調達 【⑤→~】	協定先への事前打診等 第4章 8	5 協定先への事前	<input type="checkbox"/>
	ヘルパー事業者への物資搬送要請【⑤→~】	協定先への		

「全体図」記載事項に対応する個別達成目標と、その整理番号。チェックリストとして使用する最小単位

実際の発災時使用するチェック欄。  
次フェーズに続く業務は「実施」、当該フェーズで終了する業務は「達成」へチェックを入れる

「全体図」に記載している事項と、その業務区分A~F、後続フェーズへの継続の有無

広域連合における応援・受援活動に関わる部分については、網掛けで表示

- <凡例>
- 業務区分:A総括 B救出 捜索 C医療 D避難者緊急支援等 E道路、港湾、鉄道 Fその他
  - 業務区分D:物:物資・資機材 帰:帰宅困難者対応 避:広域避難(避難所対応含む)  
業務区分F:二:二次災害発生防止 遺:遺体対応 住:住宅復旧生活再建 職:府県職員・庁舎対応
  - 中項目における「○章...」:関西広域応援・受援実施要綱の該当項目